

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和5年11月2日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都市 京都市長 門川 大作

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	2,631 台	198 台	57 台	2,772 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	351 台	103 台	13 台	441 台				
前年度に第一種特定製 品に充填及び回収を行 った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	232.2	キログラム	46.2	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	75.60	キログラム	16.50	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	局区等ごとに所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が 隨時情報を更新するなど、適切に管理している。							
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者に 回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又 は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フ ロンが回収されたことを確認している。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	第一種特定製品に点検表を貼り付けておき、日々点検・週次点検・月 次点検を局区等ごとに実施した。点検表は1ヶ月ごとに管理部門で確 認し、機器に異常がないかをチェックした。							
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度 に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロン が回収されたことを確認してから機器を廃棄した。また、破壊証明書 が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適 切に処理されたことを確認した。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	「京都市役所グリーン調達推進方針」（グリーン購入法準拠）により、エアコンは冷媒に使 用される物質の地球温暖化係数が低いものを、冷蔵・冷凍機器はノンフロン製品を導入する よう定めている。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。